

埼玉県生物多様性保全県戦略(案)に対する県民コメントと県の考え方

反映状況の区分
 A: 意見を反映し、案を修正する B: 既に案で対応が済んでいる C: 案の修正はしないが、実施段階で参考にしていく D: 意見を反映できなかった
 E: その他

番号	意見内容	章	項目1	項目2	回答内容(案)	反映状況
第1章 総論						
1	生物多様性基本法の前文に記載されている重要な事項のため、「持続可能な利用」の前に「生物多様性への影響を回避又は最小としつつ」を挿入。	1	1		御指摘のとおり、「生物多様性への影響を回避又は最小としつつ」を追記します。	A
2	国家戦略では7つの基本視点を挙げ、その1つとして「社会経済における生物多様性の主流化」を示している。限定する分野ではなく「埼玉県庁自らが行う事業すべてにおいて、まず生物多様性の概念をきちんと浸透することが重要である」と明記する。	1	1		国家戦略に示されている「社会経済における生物多様性の主流化」とは、「生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を進めていくためには、暮らしや経済活動が自然環境や生物多様性の恵み(生態系サービス)に支えられていることを認識し、生物多様性への配慮を社会経済的な仕組みの中に組み込んでいくことが重要」としています。よって、本県の事業の中で特に生物多様性の保全の取組が求められる分野として、環境分野、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出を抽出しています。御理解ください。	D
3	「戦略策定の趣旨」の最後の段落に「県民の生活を支える生態系サービス」とあるが、生物多様性基本法の前文にある次の文言を追記する。 ・「その生態系サービスは生物多様性がもたらしている」という点から、「生物の多様性は人類の存続基盤である」といえること、「生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている」。	1	1		法の前文の内容は生物多様性に関する概念的なものを示す記述であり、この戦略では第2章の中で生物多様性の用語及びその概念を整理していることから、原文のままとします。	B
第2章 生物多様性とその危機						
4	身近な問題として「都市型気象の緩和」や「日本一気温が高い熊谷」など身近な本県の問題を記載する。	2	4		「生物多様性4つの危機」の内容については、国家戦略に示されている全国的な問題として捉えられている事例を挙げていることから、原文のままとします。	D
5	海がない埼玉県では直接関係ないので、国家戦略に記載のある「農薬」や「肥料」の内容と入れ替える。ペット、アライグマ、ミドリガメ、バスも記載する。	2	4	3	農薬による生態系への影響については、有機塩素系の殺虫剤や農薬として用いられたジクロロジフェニルトリクロロエタンを例示として挙げています。また、外来生物の詳細に関しては、「第3章1(7)外来生物」に記載していることから、原文のままとします。	B
6	ゲリラ豪雨や竜巻の増加、昆虫や鳥による受粉変化、農業への影響懸念、アライグマによるFSTS感染症汚染も記載する。	2	4	4	地球温暖化による気候変動の影響については、あらゆる分野において様々な事例が報告されています。この戦略では、環境省が示す自然分野において特に影響が生じているものを例示として挙げていることから、原文のままとします。	D
第3章 埼玉県の生物多様性をとりまく状況						
7	県内の希少野生動植物が絶滅の恐れがあることや外来生物が増加していることから、決して「豊かな自然環境」と総括できるものではない。また、「武蔵野の雑木林、低湿地に広がる水田」は土地利用の一形態であり、低地や台地等に辛うじて自然が残る河川は例示されていない。よって、「かつて、変化に富んだ地形と豊かな自然環境に恵まれていた埼玉県は、いま、以下に記すように危機的な状況にあります。」と総括すべき。	3	1		御指摘のとおり、本県では希少野生動植物や外来生物に関する問題が生じていますが、これらについては4つの危機や基本戦略の現状と課題の中で問題提起しています。本県の地形や自然環境の説明においては問題提起はせず原文のままといたします。また、河川については、土地利用の中で水面・河川・水路として記述しています。御理解ください。	B
8	県の特徴を明確にするため、現在の文章の後に、「一方海岸や海洋離島などの環境や火山、高層湿原等がないため、生物の多様性は近隣の都県と比べると少ないといえます。このことは埼玉県生物多様性が丘陵地帯から平野の環境の変化によって大きく影響を受けることを示している。」を追加する。	3	1		御指摘のとおり、本県は内陸県のため、沿岸、海洋域、火山、高層湿原等の自然環境はありませんが、奥秩父山地、狭山丘陵や比企丘陵、荒川の水辺等では豊かな自然環境が保全され、多様な生物が生息・生育しています。このようなことから、本県の地形や自然環境の説明においては問題提起はせず原文のままといたします。	D
9	県の生物多様性の地形的な要素(県中央部と北部にある河川環境が抜けている)だけでなく、環境の状況変化や現状を記載する。	3	1	2	河川については地形別ではなく、水面・水路と合わせて土地利用に区分し整理しています。また、環境の状況変化や現状については、大きく3つの地域環境に区分した基本戦略の中で示しています。御理解ください。	B
10	特定外来生物の種類に、鳥類の「ガビチョウ」と「ソウシチョウ」を追記する。	3	1	7	御指摘のとおり、特定外来生物の項目に「鳥類」を加え「ガビチョウ」と「ソウシチョウ」を明記します。	A
11	アライグマは木に登るため鳥の巣を襲い、オオタカやフクロウの巣が襲われている例があることから、アライグマが他の生き物の生息に影響を及ぼす対象に「鳥類」を追記する。	3	1	7	アライグマの詳しい生態については解明されていないため、アライグマの捕食を被害の要因とする例示として両生類や爬虫類、農作物被害を挙げています。御指摘の内容については、今後の事業の実施段階で情報収集に努めます。	D
12	ネコは小型の哺乳類、爬虫類、両生類を捕らえる一番の動物であり、世界の侵略的外来生物ワースト100に入っていることから、外来生物に「ネコ」を追記すべき。	3	1	7	野ネコの定義は「人間の生活圏への依存が全くみられない、野生動物であるとされる」とされていますが、本県では野ネコの確認事例がないことと、飼育されている家ネコとの区別が困難であることから、外来生物では外来生物法と生態系被害防止外来種リストのうち、本県で確認事例が多い種を例示しています。御理解ください。	D
13	厚生労働省では、「人獣共通感染症」ではなく「動物由来感染症」という言葉を使っていることから、国と同様の表記にすべき。	3	1	7	人と動物に共通する感染症は、日本では「人獣共通感染症」や「人と動物共通の感染症」ともいわれていますが、厚生労働省は人の健康問題という視点に立って、「動物由来感染症」という言葉を使っています。この戦略では、人と動物に共通する感染症に対する理解を促すため「人獣共通感染症」を使用することとし、「動物由来感染症」については用語説明の中で表記します。御理解ください。	D
14	生物多様性の保全上重要な場所や優れた自然環境を有する地域の位置図を示すべき。合意形成を図って施策・事業を進める上で重要。戦略策定に間に合わせるのが難しければ、取組に加えるべき。	3	3		御指摘の内容については、位置図を作成するための情報が不足し作成することができないため、次のとおり追記します。 ・基本戦略Ⅱ 7 多様な生態系の野生動植物の保護の推進 取組6 生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を保全するための生態系ネットワークの形成を推進します。また、ネットワーク形成に対する県民の理解を深めるため、優れた自然環境を有する地域に関する情報収集に努めます。 【県コメNo.14、92回答引用】	A

埼玉県生物多様性保全県戦略(案)に対する県民コメントと県の考え方

反映状況の区分
 A: 意見を反映し、案を修正する B: 既に案で対応が済んでいる C: 案の修正はしないが、実施段階で参考にしていく D: 意見を反映できなかった
 E: その他

番号	意見内容	章	項目1	項目2	回答内容(案)	反映状況
15	利根川、荒川等の河川環境は埼玉県における生物多様性を評価する上で重要な環境であるため地域区分を「山、丘陵、平地、河川、市街地」とする。	3	3		河川については、水源の山地、上流部の丘陵、中流部の平野、下流部の市街地といった様々な環境を横断的に流れていること、水辺とは河川だけではなく、水路、ため池、湧水等があることから、地域区分ではなく土地利用に整理していることから、原文のままとします。	B
16	現状認識と問題点を明確にするため次の三つの項目を追加する。「(4)生物多様性が豊かになるのかあるいは悪くなるのか」、「(5)生物多様性を良くするための課題は何か」、「(6)そのための対策をどうするのか。」	3	3		御指摘の内容については、3つの基本戦略の中で、「現状と課題」、「目指すべき将来像」「取組」を整理していることから、原文のままとします。	B
17	地域毎の生物多様性の現況に記されている内容から楽観的な記述は控えるべき。よって、「埼玉県には、奥秩父の山々などの優れた自然もありますが、地域ごとの生物多様性の現況は、以下に記す通り、楽観視できる状況にはありません。」と総括すべき。	3	2		「地域ごとの生物多様性の現況」では各項目の概要を示すこととし、「4つの危機」や「基本戦略」の中で問題提起していることから、原文のままとします。	B
18	狭山丘陵以上に生物多様性が豊かな「岩殿丘陵」と「比企丘陵」を追記すべき。	3	3	2	御指摘のとおり、比企丘陵は「県立比企丘陵自然公園」に指定されていることから追記します。 ・県北部と西部の間に位置する岩殿丘陵や比企丘陵等は、ゆるやかな丘陵地帯で、蜂の巣のように無数の穴があいた古代人の遺跡・吉見百穴をはじめ、黒岩古墳群、八丁湖等があります。岩殿観音のある物見山は展望がよく特にアカマツとクヌギの緑が美しく映える武蔵嵐山周辺は、景観がすぐれていることから、県立比企丘陵自然公園に指定されています。	A
19	市街地では、緑の質(緑地に何種類の生物がどれくらい生息しているか)を記載する。	3	3	3	本県では、「緑の質」に関する科学的知見やデータがないことから、原文のままとします。	D
20	市街地で自然地面積が増加しているような誤った認識を与えるため、次の文を削除する。 ・「積極的な緑地保全や都市公園の整備等を行った結果、(昭和55)年から2000(平成12)年までの20年間で市街地における緑地面積は約2.5倍に増加しました。」	3	3	3	御指摘のとおり、削除します。	A
21	「市街地における緑地面積は約2.5倍に増加」の表記については、「緑地」の内容が不明。生物多様性の観点からふさわしいものだけを換算すべき。	3	3	3	御指摘の内容については、緑地面積の積算根拠が示せないことから削除します。	A
22	「市街地における野生生物の生息地の回復に貢献しており、「都市生態系」といわれています」の表記については、「都市生態系」とは、生態系の質の良し悪しは別として、単に都市に形成されている生態系のことを指すので、表現が適切でない。	3	3	3	御指摘のとおり、削除します。	A
23	生物多様性の認知度では県の職員、各市町村の職員、教育関係者、今後の埼玉県を牽引する人材についても現況を明確にする。	3	4		御指摘の内容については、現状値がないことから、今後の取組の中で状況の把握に努めます。	C
第4章 生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するための取組						
24	生物多様性基本法では保全や利用に関して長期的な観点からとらえることを基本原則としているため、取組および目標値について平成33年までの短期目標と、長期目標を設定することを検討していただきたい。	4	2		基本となる国家戦略が2020年に改定されることから県戦略の終期を2021年とし、残存期間が3年しかないため長期目標は設定せず、2020年の改定を踏まえて県戦略の改定を行い、その段階で長期目標の設定について検討します。御理解ください。	C
25	「(1)第1の危機」に関する施策が無い。埼玉県内では、圏央道の開通等に伴い、今後周辺の産業開発等による自然の減少が懸念されることから、これに対応する県戦略も必要と考えられるため検討していただきたい。	4	2		御指摘の内容については、地元の方が地域の自然が豊かだと認識し、生物多様性の保全に対する理解を深める取組が重要だと考えています。普及啓発の取組については基本戦略Ⅲ「都市地域での生物多様性保全の普及啓発」に示しています。御理解ください。	B
26	地域の特徴に応じた取組については、類似した取組と相違する取組に分類すると理解しやすい。	4	2		基本戦略に設定する3つの地域、森林、里地里山、都市環境において、取組内容の重要度が高い順に記載していますが、分かりやすいよう印刷編集する際に表記を工夫します。	A
27	目的である「埼玉県ならではの視点」や「社会環境の変化」に対する課題解決のための方策が弱い。	4	1	-	本県の地域特性やこれまでの取り組み等を踏まえて、3つの基本戦略を柱としています。また、刻々と変わる社会環境の変化に対する生物多様性の保全の取組は、一人一人が地域の自然が豊かだと認識し、生物多様性の保全に対する理解を深める取組が重要だと考えています。普及啓発の取組については基本戦略Ⅲ「都市地域での生物多様性保全の普及啓発」に示しています。御理解ください。	B
28	環境分野での生物多様性及びそれ以外の分野での生物多様性の向上や、生物多様性への影響を回避又は最小とする工夫を具体的に記載する。県の全事業において生物多様性にどのような影響が生じるのか調査することが重要(生物多様性基本法第6条)。	4	2		本県では、特に保全が必要な地域については、自然公園、鳥獣保護区、地域制緑地等に指定し、また、希少な野生動物については県レッドデータブックで公表しています。これらの保全区域では一定の行為に制限をかけ、自然環境や生物多様性の保全を図っています。各基本戦略また、県事業の実施に当たっては、関係各課と連携を図り希少な野生動物の生息・生育地に関する情報の共有化を図り、生物多様性への配慮を促しています。これらの取組については、基本戦略に示しています。御理解ください。	B
29	生物多様性基本法では国家戦略を基本として地域戦略を定めることになっているので、基本戦略に「IV横断的・基盤的な取組」を追加し、次の文言を追加する。 ・環境影響評価の推進、持続可能な開発のための教育(ESD)、エコツアーの推進、森・里・川の生態系ネットワーク形成、県内希少野生動物種の指定の推進、自動車税の一部を財源として活用	4	2		地域戦略については、法では「国家戦略を基本として定めるもの」とし、環境省の手引きでは「対象となる地域の特性やこれまでの施策体系によって様々な方法があり、それらを考慮して適宜、選択工夫する」としています。この戦略では、県の総合計画である「埼玉県5か年計画」、「埼玉県環境基本計画」と整合性の下、県戦略の施策を抽出しています。御理解ください。	D

埼玉県生物多様性保全県戦略(案)に対する県民コメントと県の考え方

反映状況の区分

A: 意見を反映し、案を修正する B: 既に案で対応が済んでいる C: 案の修正はしないが、実施段階で参考にしていく D: 意見を反映できなかった E: その他

番号	意見内容	章	項目 1	項目 2	回答内容(案)	反映 状況
30	基本戦略の項目中にも河川や水辺等の文言を入れるべき。	4	2	2	河川については地形別ではなく、水面・水路と合わせて土地利用に区分に整理しています。また、環境の状況変化や現状については、大きく3つの地域環境に区分した基本戦略の中で示しています。御理解ください。	D
31	本県の河川はかなりの面積を占め、河川環境の変化及び生物多様性は重要な構成要素であることから、基本戦略に「河川環境」を追加する。	4	2		同上	D
32	基本戦略Ⅱでは、「多自然川づくりの推進」や「環境負荷低減に向けた農業農村整備の推進」において河川・農業用排水路・ため池等への対応が示されていることから、以下の下線部の文言を加えられたい。 ・基本戦略Ⅱ 里地里山や河川水辺の多様な生態系ネットワークを形成する	4	2		基本戦略Ⅱの柱となる里地里山地域は、樹林、草原、水路、水田、溜め池など、異なる性質の生態系が多く組み合わさった複合的な生態系であり、水辺も含まれることから、原文のままとします。	D
33	荒川をはじめとした河川は埼玉県の自然環境の重要な軸であり、水辺環境の記述がないのは不十分であるため、下線の文言を追加していただきたい。 ・基本戦略Ⅱ 里地里山や河川水辺の多様な生態系ネットワークを形成する	4	2		同上	D
34	基本戦略Ⅱでは、多自然川づくりの推進や環境負荷低減に向けた農業農村整備の推進で、河川・農業用排水路・ため池等への対応が示されていることから、戦略Ⅱの表題について下線の文言を追加していただきたい。 ・戦略Ⅱ 里地里山や河川水辺の多様な生態系ネットワークを形成する。	4	2		同上	D
35	埼玉県の自然において重要な河川をタイトルに出したほうが良いため、下線の文言を追加する。 ・基本戦略Ⅱ 里地里山や河川の多様な生態系ネットワークを形成する	4	2		同上	D
36	生物多様性戦略は「自然」が重要であるが、「緑」だと「緑化」のイメージが強く本戦略の本質からずれているため、下線の文言を追加する。 ・基本戦略Ⅲ 都市において自然を保全・創出し、人と自然が共生する社会をつくる。	4	2		都市地域の公園緑地や建物の緑化は、都市住民に大気浄化、レクリエーション、災害防止、豊かな地域文化など様々な恩恵を提供していることから、生物多様性保全の中で重要な役割を担っていると考えられます。この戦略では「緑」の定義を「樹木や樹林地などの身近な緑を指して使用しています。よって、原文のままとします。	D
基本戦略Ⅰ 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる						
37	用語の使い方が対比ではなく最後の文は意味がないと思われるため、下線の文言を追加し、二線の文言を削除する。 ・本県の森林は、スギ、ヒノキ等の人工林及びクヌギ、コナラ等の二次林が主体ですが、秩父市(旧大滝村)の奥山にはシラビソなどの亜寒帯系の森林、県南部の丘陵にはアラカンなどの自然林も存在しています。県内の山地や丘陵はスギやヒノキの成長に適しており、植林などが進められてきました。	4	2	I	御指摘のとおり、修正します。	A
38	森林の所にも溪流環境等の項目の追加が必要と考える。	4	2	I	適正な森林の整備と保全の取組によって水源涵養機能が持続的に発揮され、その結果河川の源流となる水源が確保されることから、森林の保全・整備と溪流環境は一体と考えることから、原文のままとします。	B
39	植栽する際には、地域の遺伝子を攪乱しないように、地元産の苗木を使用するといった配慮が求められるため、下線の文言を追加していただきたい。 ・取組1 また、遺伝子の地域性を考慮しながら広葉樹を植栽するなど、樹種、林齢構成の異なるタイプの森林を配置する整備を進め、多様な生物の生息・生育地を確保します。	4	2	I	御指摘のとおり、修正します。	A
40	生物多様性の保全という目的を明確にし、生物多様性の保全には広葉樹林化が効果的と考えられるため、下線の文言を追加する。 ・取組2 林業経営が困難な人工林の広葉樹林への転換や間伐など適正な森林整備により、多様な生物が生息地、水源涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵等の森林が有する多面的機能を持続的に発揮できる森づくりを推進します。	4	2	I	御指摘の内容については、次のように修正します。 取組2 間伐など適正な森林整備により針広混交林を造成するなど、生物多様性保全、水源涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵等の森林が有する多面的機能を持続的に発揮できる森づくりを推進します。	A
41	近年、手入れ不足や経済的に成り立たない人工林については、生態系サービスを向上させるため、広葉樹林化や針広混交林への転換が求められることから、取組2に「間伐や広葉樹林化など適正な」を追加する。	4	2	I	同上	A
42	基本戦略Ⅰの現状と課題では「林業経営が困難で、森林所有者の努力だけでは管理が行き届かない森林については、公的整備を含めた適正な森林整備を進め」とあるが、今後も林業を継続する場所として適地かどうか評価することが先決。取組2では、場所によって強度間伐を行い元の広葉樹林に戻す必要がある。	4	2	I	同上	A
43	設定の目標値が関係する施策と生物多様性の関係が不明確である。「森林の整備面積」、「緑の保全面積」、「身近な緑の創出面積」、「希少野生動物の保護増殖箇所数」が曖昧である。算定根拠と生物多様性にどのように機能するのかの解説と目標値の「定義」を明確にされたい。	4	2	I	目標値の定義、選定理由、根拠等については、一覧表形式で明示します。	A
44	【目標値】森林の整備面積では、「森林」および「整備」の文言の定義を生物多様性への貢献が分かるよう明記するとともに、算出根拠を示していただきたい。	4	2	I	同上	A

埼玉県生物多様性保全県戦略(案)に対する県民コメントと県の考え方

反映状況の区分
 A: 意見を反映し、案を修正する B: 既に案で対応が済んでいる C: 案の修正はしないが、実施段階で参考にしていく D: 意見を反映できなかった
 E: その他

番号	意見内容	章	項目1	項目2	回答内容(案)	反映状況
45	【目標値】「森林の整備面積」、「緑の保全面積」、「身近な緑の創出面積」、「希少野生動植物の保護増殖箇所数」等については、漠然としすぎていて何の集計数字なのか県民には理解できない。算定の根拠と生物多様性に資することの説明等を記して、各項目の目標値が意味する「定義」を明確にしていきたい。	4	2	I	同上	A
46	【目標値】森林の整備面積に、現状値を示していきたい。	4	2	I	同上	A
47	目標値「森林整備面積」は、生物多様性が確保されていない森林も含まれていると考えられるので、「生物多様性の向上のための森林整備面積」とすべき。	4	2	I	生物多様性条約における3つのレベルの多様性のうち「生態系の多様性」では、地域の環境に応じた色々なタイプの生態系が形成されていて、森林をひとつの生態系としています。この森林がもたらす生態系サービス「水源涵養機能などの公的機能」を持続的に発揮させるためには、森林整備が不可欠であることから、この指標を設定しています。よって、原文のままとします。	D
48	取組3にあるニホンツキノワグマは埼玉県RDBで絶滅危惧Ⅱ類に位置付けられている種であり、人の活動によって増加し生物多様性を脅かしているニホンジカと同列に記述すると誤解が生じることから、ニホンツキノワグマを削除する。	4	2	I	ニホンツキノワグマは絶滅危惧Ⅱ類とされる一方、森林の剥皮被害による樹木枯死の要因の一つであるという側面も持っています。健全な森林を維持ため、獣害防止対策として幹にネットを撒いたり、侵入防止用にフェンスを設置したりするものです。よって、次のとおり修正します。 ・基本戦略Ⅰ 1 適正な森林整備と保全の推進 取組3 ニホンジカやツキノワグマによる樹木の剥皮被害のおそれがある森林では、野生鳥獣の侵入防止対策を行い、樹木を健全な状態に保ち、森林が有する多面的機能の維持・回復を目指します。	A
49	自然公園内では単に登山道の整備を行うだけでは、野生動植物の保護と相反する。基本的に立ち入りを制限するエリア、登山などで利用するエリア、といったゾーニングが先決。	4	2	I	自然公園指定区域には、公園の管理者が整備する園地、自然歩道、登山道があり、これらの施設の外は土地所有者の許可なく立ち入ることができません。公園施設を適切に整備し、利用範囲を明確にすることで、野生動植物の保護につながるから、原文のままとします。	D
50	目標に具体性をもたせるために下線部を追加すべき。また、具体的な目標値を設定する。 ・取組4 絶滅のおそれが高く特に保護が必要とされる野生動植物を「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づく「県内希少野生動植物種」に指定すると共に、「希少野生動植物保護区」等を設定し、絶滅危惧種の保護に努めます。	4	2	I	御指摘の内容については、次のとおり修正し、基本戦略Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの共通の取組として追加します。 ・取組4 絶滅のおそれが高く特に保護が必要とされる野生動植物については「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づく「県内希少野生動植物種」の指定や、「希少野生動植物保護区」等を設定について検討を進め、絶滅危惧種の保護に努めます。 【県コメNo.52回答転用】	A
51	森林生態系の野生動植物の保護の推進の取組4・取組5の県内希少野生動植物種については、秩父地域や森林生態系だけの課題ではないことから、基本戦略Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに共通する取組として、記載していただきたい。	4	2	I	御指摘のとおり、基本戦略Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの共通の取組として追加します。	A
52	希少動植物の対策のは、秩父山地を主とした森林環境に限定された課題ではないため、基本戦略Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの共通する取組として位置づけ再掲すべきである。その上で、下線部の文言を追加していただきたい。 ・取組4 絶滅のおそれが高く特に保護が必要とされる野生動植物を「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づく「県内希少野生動植物種」に指定すると共に、「希少野生動植物保護区」等を設定し、絶滅危惧種の保護に努めます。	4	2	I	御指摘の内容については、次のとおり修正し、基本戦略Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの共通の取組として追加します。 ・取組4 絶滅のおそれが高く特に保護が必要とされる野生動植物については「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づく「県内希少野生動植物種」の指定や、「希少野生動植物保護区」等を設定について検討を進め、絶滅危惧種の保護に努めます。 【県コメNo.50回答引用】	A
56	取組4は、森林に限らず里地里山や都市環境にも保護の緊急性が高い種が生育・生息していることから、基本戦略Ⅱ・Ⅲにも取組を加えるべき。	4	2	I	御指摘のとおり、基本戦略Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの共通の取組として追加します。	A
53	取組4に、次の目標値を追加すべき。 ・目標値 県内希少野生動植物種の指定種数 現状値 2017(平成29)年度 23種 → 目標値 2021(平成33)年度 50種	4	2	I	県では、希少種の指定に当たっては、学識経験者を交えた埼玉県希少野生動植物種検討委員会において検討した上で、絶滅のおそれが高く特に保護が必要だと判断する種を条例指定しています。状況に応じて指定するものであることから、事前に目標値を設定するような性質ではないと考えています。 【県コメNo.55回答転用】	D
54	希少動植物の対策の目標値として取組4に追加していただきたい。 取組4【目標値】 県内希少野生動植物種の指定種数 現状値:2017(平成29)年度23種→目標値:2021(平成33)年度28種 希少野生動植物保護区の設置数 現状値:2017(平成29)年度0→目標値:2021(平成33)年度2箇所	4	2	I	県では、希少種の指定に当たっては、学識経験者を交えた埼玉県希少野生動植物種検討委員会において検討した上で、絶滅のおそれが高く特に保護が必要だと判断する種を条例指定しています。保護区の指定に当たっては、同委員会において検討した上で、個体と生息地又は生育地を一体とした保護を図る必要がある区域を指定しています。いずれも、状況に応じて指定するものであることから、事前に目標値を設定するような性質ではないと考えています。	D
55	取組4に、目標値として「県内希少野生動植物種」の指定種数を設定していただきたい。	4	2	I	県では、希少種の指定に当たっては、学識経験者を交えた埼玉県希少野生動植物種検討委員会において検討した上で、絶滅のおそれが高く特に保護が必要だと判断する種を条例指定しています。状況に応じて指定するものであることから、事前に目標値を設定するような性質ではないと考えています。 【県コメNo.53回答引用】	D

埼玉県生物多様性保全県戦略(案)に対する県民コメントと県の考え方

反映状況の区分
 A: 意見を反映し、案を修正する B: 既に案で対応が済んでいる C: 案の修正はしないが、実施段階で参考にしていく D: 意見を反映できなかった
 E: その他

番号	意見内容	章	項目 1	項目 2	回答内容(案)	反映 状況
57	民間団体との連携意志が弱く感じられる。また、県内希少野生動植物種の指定種数が少ないことから、下線部を文言を追加すべき。 ・取組5 埼玉県希少野生動植物保護推進員及び自然保護団体等と連携し、「 <u>県内希少野生動植物種</u> 」や <u>レッドリスト該当種の生息・生育状況の把握に努めると共に、保護対策の推進を図ります。</u>	4	2	I	御指摘のとおり修正します。	A
58	希少動植物の対策は、秩父山地を主とした森林環境に限定された課題ではないため、基本戦略Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの共通する取組として位置づけ再掲すべきである。その上で、下線部の文言を追加していただきたい。 ・取組5 埼玉県希少野生動植物保護推進員及び自然保護団体等と連携し、「 <u>県内希少野生動植物種</u> 」や <u>レッドリスト該当種の生息・生育状況の把握に努めると共に、保護対策の推進を図ります。</u>	4	2	I	御指摘のとおり修正します。	A
基本戦略Ⅱ 里地里山の多様なネットワークを形成する						
59	課題に生態系ネットワークの形成が示されていないと、タイトル等との整合が取れないため、下線の文言を追加していただきたい。 ・「 <u>生物生息空間の縮小、分断化が生じており、生態系ネットワークの形成が必要になっている。</u> 」	4	2	II	御指摘の内容については、次のとおり追記及び修正します。 ・基本戦略Ⅱ 現状と課題 21行目 <u>このようなことから、生物の生息・生育空間の縮小、分断化が生じており、複数の異なるタイプの生態系により構成された生態系ネットワークの形成が必要となっています。</u> ・基本戦略Ⅱ 将来像 ・優れた自然環境を有する地域を核として、複数の異なるタイプの生態系が保全・再生され有機的に結びつき、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を保全する生態系ネットワークが形成されています。	A
60	「現状と課題」に記載する「多自然川づくり」に対する「将来像」の記述がないので、下線の部分を追加していただきたい。 ・また、 <u>多自然の川づくりに加え、平地林の整備や緑の保全再生が行われ、里地里山の活性化により、多面的な環境保全機能が発揮され、多様な生態系サービスの持続的な利用が実現しています。</u>	4	2	II	御指摘のとおり修正します。	A
61	基本戦略Ⅱの将来像の「優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を保全する生態系ネットワークが形成される」を具体化するため、これらの位置図を示すべき。合意形成を図って施策・事業を進める上で重要。戦略策定に間に合わせるのが難しければ、取組に加えるべき。	4	2	II	御指摘の内容については、位置図を作成するための情報が不足し作成することができないため、次のとおり追記します。 ・基本戦略Ⅱ 7 多様な生態系の野生動植物の保護の推進 <u>取組6 生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を保全するための生態系ネットワークの形成を推進します。また、ネットワーク形成に対する県民の理解を深めるため、優れた自然環境を有する地域に関する情報収集に努めます。</u> 【県コ×No.14、92回答引用】	A
62	里地里山地域の自然環境は、人的な変化により簡単に劣化してしまう恐れがあることから、森林地域と同様に、絶滅のおそれの高い種や優れた自然地のモニタリング調査を継続して行い保全状況を把握する取組を追加すべき。	4	2	II	御指摘の内容については、次の取組を基本戦略Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの共通の取組として追加します。 ・基本戦略Ⅱ 7 多様な生態系よ野生動植物種の保護の推進 <u>取組1 野生動植物の生息・生育環境の変化、開発行為等による変化に伴う生息・生育地を保全・再生するため、生育状況調査を継続し状況の把握に努めます。</u>	A
63	誤字「(誤)地域性緑地→(正)地域制緑地」	4	2	II	御指摘のとおり修正します。	A
64	【目標値】緑の保全面積について、一般的に「緑」とは在来樹木から構成される自然林だけでなく、生物多様性の貢献度が低い外来樹木や、スギ・ヒノキの単純な人工林をも含む言葉であることから、この目標値における「緑」及び「保全」の文言の定義を生物多様性への貢献が分かるよう明記するとともに、算出根拠を示していただきたい。	4	2	II	目標値の定義、選定理由、根拠等については、一覧表形式で明示します。	B
65	目標値「緑の保全面積」は、生物多様性が確保されていない緑も含まれていると考えられるので、「生物多様性の向上のための緑の保全面積」とすべき。	4	2	II	「緑の保全面積」の定義は、特別緑地保全地区及び近郊特別緑地保全地の指定面積、緑のトラスト保全地面積、公有地化した面積、ふるさと緑の景観地指定面積等の合計としています。これらの保全地は、良好な自然環境や景観を形成する緑地や埼玉の原風景を残す樹林地等としての価値が認められ指定されていることから、原文のままとします。 目標値の定義、選定理由、根拠等については、一覧表形式で明示します。	B
66	緑地の公有地化の実現性を明確にするために、下記の文言に修正すべき。 取組2 地域性緑地に指定された緑地の土地所有者の変更等や、 <u>保全の重要度や緊急性が高い緑地については、生物多様性や景観が著しく損なわれることがないよう、自動車税の活用等による財源措置を講じたうえで、生物多様性保全上重要な緑地の公有化を促進します。</u>	4	2	II	地域制緑地とは、法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地保全が図られている地区であり、多様な生物の環境も提供しています。よって、「指定地の一体性や景観が著しく損なわれることがないよう」という文言には、生物多様性が損なわれないことも含まれていると考えられることから、原文のままとします。 なお、公有地化事業対象地を公有地化するためには一定の条件を満たす必要があると共に、公有地化事業の予算については毎年の予算編成を経て決定されるものであり、あらかじめ財源を明記することはできません。	E

埼玉県生物多様性保全県戦略(案)に対する県民コメントと県の考え方

反映状況の区分
 A: 意見を反映し、案を修正する B: 既に案で対応が済んでいる C: 案の修正はしないが、実施段階で参考にしていく D: 意見を反映できなかった
 E: その他

番号	意見内容	章	項目1	項目2	回答内容(案)	反映状況
67	緑地の保全にあたり、より実効性のある公有地化が進むよう、下線部の文言に修正していただきたい。 ・取組2 地域性緑地に指定された緑地の土地所有者の変更等により、生物多様性や景観が著しく損なわれないよう、保全の重要度が高い緑地については、自動車税に基づく財源により県と市で保全すべき緑地の公有地化を推進します。	4	2	II 同上		E
68	保全緑地の公有地化の実効性を明確にするために、下線部の文言を追加していただきたい。 ・取組2 地域性緑地に指定された緑地の土地所有者の変更等や、保全の重要度や緊急性が高い緑地については、生物多様性や景観が著しく損なわれないよう、自動車税の一部確保等による財源措置を講じたうえで、県と市等による保全すべき緑地の公有化を促進します。	4	2	II 同上		E
69	「良好なみどりの保全の推進」の取組では、「公有地化」、「緑のトラスト保全地」に係る土地取得費用が必要であることから、自動車税の一部を活用するなどの財源を明確にすべき。	4	2	II	公有地化事業対象地を公有地化するためには一定の条件を満たす必要があると共に、公有地化事業の予算については毎年の予算編成を経て決定されるものであり、あらかじめ財源を明記することはできません。	D
70	取組3に、「民間によるナショナル・トラスト活動の重要性」と、「県が広報などの支援を行う」ことを追記すべき。	4	2	II	本戦略の基本戦略においては、県の取組を掲げていることから、原文のままとします。なお、県では、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会と連携し、さいたま緑のトラスト運動を推進しています。また、民間のトラスト活動の支援のあり方については、今後検討します。	C
71	県の緑のトラスト地だけではなく、民間の取組により県内の生物多様性が保全されている実態があることから、民間のトラスト保全地の取組自然についても表記すべき。	4	2	II 同上		C
72	取組1では、「多種多様な動植物の生息環境に配慮した河川整備」と「身近で水辺に親しめるような空間の創出」は両立できない場合があるため、「身近で水辺に親しめるような空間の創出を図ります。」の直前に「生物多様性の保全に影響しない範囲で」を追加挿入する。さらに、「【目標値】全ての河川工事において実施」を追加する。	4	2	II	本戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用の実現に向けた施策をまとめるものであり、「多種多様な動植物の生息環境に配慮した河川整備」と「身近で水辺に親しめるような空間の創出」を併記しています。また、本取組は全ての河川工事において実施するものですが、【目標値】には具体的な数値を記載することとしており、現時点で河川工事数は不明であることから、原文のままとします。御指摘の内容については、川づくりに関する貴重なご意見として参考とさせていただきます。	C
73	多自然川づくりが、「多自然川づくり基本指針」(平成18年 国土交通省河川局)に合致していることが分かるよう、下線の部分を追加していただきたい。 ・取組1 良好な河川環境を形成していくため、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用しながら多種多様な動植物の生息環境に配慮した河川整備や水質の改善を行い、身近で水辺に親しめるような空間の創出を図ります。	4	2	II	御指摘のとおり、「多自然川づくり」実施の基本とされていることから追記します。	A
74	多自然川づくりが、「多自然川づくり基本指針」(平成18年 国土交通省河川局)に合致していることが分かるよう、下線の部分を追加していただきたい。 ・取組3 地域による自立的で持続的な生物多様性と調和した「川の再生」の取組を推進するため、「川の国応援団」の活動を支援します。	4	2	II	下記のように修正します。 ・取組3 地域による自立的で持続的な「川の再生」の取組を推進するため、生物多様性の保全に資する活動を含めた「川の国応援団」の活動を支援します。	A
79	「川の国応援団への支援件数(年間)」は、生物多様性戦略の目標値としてふさわしい担い手となることを明確にすべきであるため、下線部の文言を追加していただきたい。 ・取組3 地域による自立的で持続的な生物多様性と調和した「川の再生」の取組を推進するため、「川の国応援団」の働きを支援します。	4	2	II 同上		A
75	生物多様性戦略の施策として意味を持たせるため、下線の文言を追加する。 ・取組3 地域による自立的で持続的な生物多様性の保全に資する「川の再生」の取組を推進するため、「川の国応援団」の活動を支援します	4	2	II 同上		A
77	基本戦略IIは、河川水辺に関する記述が少ないため、取組3に「生物多様性の確保を推進する。」と追記すべき。	4	2	II 同上		A
78	【目標値】「川の国応援団への支援件数」は、生物多様性の保全に関する活動をしているのか疑問である。活動実績(園芸種等による緑化やゴミ拾い活動でなく生物多様性保全)を明示していただきたい。生物多様性保全に関する十分な実績がない場合は、この目標値を再考するか、「支援件数」ではなく「生物多様性保全に寄与する活動数」を指標とするべき。	4	2	II	ご意見を踏まえ、【目標値】「川の国応援団への支援件数」を削除します。	A
76	【目標値】「川の国応援団の活動支援」については、「埼玉県川の国応援団登録団体支援実施要領」第2条(1)に示す川の再生活動の定義は「ごみ拾い、草刈り、清掃、水質改善、環境学習及び水生動植物の調査等の活動」とあり、多自然川づくりとは合致しない。「生物多様性保全活動団体」による川での活動を支援すべき。	4	2	II 同上		A
80	「環境負荷低減に向けた農業農村整備の推進」について、既に国又は県が実施する次の取組を追加すべき。 ・冬期湛水への取組支援、河川・水路・水田の生態系ネットワーク形成の推進	4	2	II	御指摘の取組については、関東地域においてコウノトリの野生復帰を目指し生息環境整備として取り組んでおり、「多様な生態系と野生動植物の保全の推進 取組4」の一環として考えることから、原文のままとします。	B

埼玉県生物多様性保全県戦略(案)に対する県民コメントと県の考え方

反映状況の区分
 A:意見を反映し、案を修正する B:既に案で対応が済んでいる C:案の修正はしないが、実施段階で参考にしていく D:意見を反映できなかった
 E:その他

番号	意見内容	章	項目1	項目2	回答内容(案)	反映状況
81	「農業用排水路」は、「用水及び排水路」と表記すべき。	4	2	II	県事業では「農業用排水路」としていることから、原文のままとします。	D
82	農作物への被害だけでなく、動植物生物への影響も加えるべき。	4	2	II	この取組は有害鳥獣対策としての取組のため、原文のままとします。	D
83	「希少種条例の県内希少野生動植物の指定を推進する」取組を追加すべき。	4	2	II	御指摘の内容については、基本戦略Ⅰ 3 森林生態系の野生動植物の保護の推進 取組4 に記述しています。	B
84	「多様な生態系と野生動植物の保全の推進」とあるが、高次消費者の猛禽類などの生息状況の把握や保全に向けた取組を追加し、基本戦略Ⅰ・Ⅲも同様に追加すべき。	4	2	II	御指摘のとおり、修正します。 ・基本戦略Ⅱ 7 多様な生態系と野生動植物の保全の推進 取組1 里地里山の野生動植物の生息・生育環境の変化、開発行為等による変化に伴う生息・生育地を保全・再生するため、 <u>希少野生動植物種の生息・生育状況調査を継続し状況の把握に努めます。</u>	A
86	河川や水辺環境は埼玉県の多様な生態系の重要な要素であり、これらの記述がないのは不十分であることから、下線の文言を追加していただきたい。 ・取組1 里地里山や河川水辺の野生動植物の生息・生育環境の変化、開発行為等による変化に伴う自生地の喪失を防ぐため、生育状況調査を継続し状況の把握に努めます	4	2	II	里地里山地域は、樹林、草原、水路、水田、溜め池など、異なる性質の生態系が多く組み合わせられた複合的な生態系であり、水辺も含まれることから、原文のままとします。	B
88	取組1、取組2の「自生地」は植物しか該当しないため、「生息・生育地を保全・再生するため」に修正する。	4	2	II	御指摘のとおり、修正します。	A
85	「自生地」とは、通常、植物の生育地を指す言葉であり、動物の生息地に該当する記述がないこと、また希少野生動植物を保全するためには、その生息地や生育地を現状よりも増やす(再生する)必要があることから、下線の文言を追加、取消線を削除していただきたい。 ・取組2 また、希少野生動植物の生息・生育地自生地を保全・再生するため、地元各市町村、団体、地域の方と連携した活動を推進します。	4	2	II	同上	A
87	動物にも対応させるため、下線の文言を追加する。 ・取組1 里地里山の野生動植物の生息・生育環境の変化、開発行為等による変化に伴う生息地及び自生地の喪失を防ぐため、生育状況調査を継続し状況の把握に努めます	4	2	II	同上	A
89	動物にも対応させるため、下線の文言を追加する。 ・取組2 県内で絶滅のおそれのある野生生物をリストアップした埼玉県レッドデータブック(動物編・植物編)を発行し、県民の生物多様性の保全への理解を深めます。また、希少野生動植物の生息地及び自生地を保全するため、地元各市町村、団体、地域の方と連携した活動を推進します。	4	2	II	同上	A
90	下線の文言に修正すべき。 ・取組5 生物多様性の保全上重要な地域については、 <u>各種施策の活用による生物保全上の拠点的自然の保全・再生とそれらのネットワークによる生態系ネットワークの形成を推進します。</u>	4	2	II	御指摘の内容については、次のとおり修正します。 取組5 生物多様性の保全上重要な地域については、多様な主体による保全活動を推進し生態系ネットワークの形成に努めます。	A
91	「多様な生態系と野生動植物の保全の推進」施策の取組5については、あまりにも総論的な記述であり施策としての意図が不明であるため、下線部の文言を追加していただきたい。 ・取組5 生物多様性の保全上重要な地域については、 <u>ナショナルトラストや適切な保全制度の活用等を通じて拠点となる環境を確保し、生態系ネットワークの形成によるグリーンインフラを活かした保全活用の取組を推進します。</u>	4	2	II	同上	A
93	取組5は、生物多様性や生態系ネットワークの確保・向上を推進するための具体的な取組内容を明記すべき。	4	2	II	同上	A
92	「取組5 生物多様性の保全上重要な地域については」の表記については、生物多様性の保全上重要な場所や優れた自然環境を有する地域の位置図を示すべき。合意形成を図って施策・事業を進める上で重要。戦略策定に間に合わせるのが難しくれば、取組に加えるべき。	4	2	II	御指摘の内容については、位置図を作成するための情報が不足し作成することができないため、次のとおり追記します。 ・基本戦略Ⅱ 7 多様な生態系の野生動植物の保護の推進 取組6 生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を保全するための生態系ネットワークの形成を推進します。また、ネットワーク形成に対する県民の理解を深めるため、優れた自然環境を有する地域に関する情報収集に努めます。 【県コメNo.14、61回答引用】	A
基本戦略Ⅲ 都市環境における緑を創出し、自然と人が共生する社会をつくる						
94	「市街地における野生生物の生息地の回復に貢献しており、「都市生態系」といわれています」の表記については、「都市生態系」とは、生態系の質の良し悪しは別として、単に都市に形成されている生態系のことを指すので、表現が適切でない。	4	2	III	御指摘のとおり表現が適切ではないため、次のとおり修正します。 ・基本戦略Ⅲ 現状と課題 近年は、都市計画の中で緑地や樹林地の保全を図り、環境に配慮した工事を行う事例が増えており、その結果、生物多様性に寄与することとなり、市街地における野生生物の生息地が創出・再生されています。このように、都市や市街地に生息する生物や生息・生育地と人間社会が影響し合い一つのシステムとなることを「都市生態系」呼んでいます。	A

埼玉県生物多様性保全県戦略(案)に対する県民コメントと県の考え方

反映状況の区分
 A: 意見を反映し、案を修正する B: 既に案で対応が済んでいる C: 案の修正はしないが、実施段階で参考にしてい く D: 意見を反映できなかった
 E: その他

番号	意見内容	章	項目 1	項目 2	回答内容(案)	反映 状況
95	「基本戦略Ⅲ 現状と課題」の文章に下線の文言を追加する。 ・しかし、緑地保全に係る取組が進む一方で、 <u>外来種・園芸品種の多用による都市生態系の攪乱</u> 、温暖化の進行やヒートアイランド現象など都市環境の負荷の増大が懸念されています。そこで、 <u>新たな緑をつくり出すため、在来種による公共施設などの身近な場所の緑化や壁面・屋上緑化を推進し、健全な都市生態系を維持すると共に、ヒートアイランド現象を緩和させるための効果的な対策を進めることが必要です。</u>	4	2	Ⅲ	御指摘の内容については、次のとおり修正します。 ・そこで、 <u>新たな緑をつくり出すため、在来種による公共施設などの身近な場所の緑化や壁面・屋上緑化を推進し、健全な都市生態系を維持すると共に、ヒートアイランド現象を緩和させるための効果的な対策を進めることが必要です。</u>	A
96	「基本戦略Ⅲ 将来像」の文章に下線の文言を追加する。 ・ <u>緑あふれる街並みや緑豊かな公園緑地により都市環境負荷が緩和されています。また、在来種による生物多様性に配慮した都市環境の整備により、</u>	4	2	Ⅲ	御指摘のとおり、修正します。	A
97	在来植物による緑化の推進方策の具体性がないため、下線部の文言を追加していただきたい。 ・取組1 <u>緑の街並みを創出し、緑化面積の増加や緑視率の向上を図るため、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和54年条例第10号)」に基づく「緑化計画届制度」の適切な運用とさらなる充実に努めます。また、地域の生態系に配慮した在来種の樹木、植物の植栽による緑化を推進するために、埼玉県生物多様性緑化推進マニュアルの作成・活用を図ります。</u>	4	2	Ⅲ	緑化計画制度では、案内パンフレットに「緑化樹木としてよく使われている在来植物」を紹介していることから、原文のままとします。	D
98	取組2は、「芝生化」を削除し、「 <u>園庭ビオトープづくり、学校ビオトープづくりを推進し</u> 」に修正する。	4	2	Ⅲ	芝生化事業は、身近な施設での緑を増やし、幼少期から緑のふれあう環境を整備することで、環境意識の醸成を図ることを目的としています。併せて、ヒートアイランド現象を緩和すると共に、生物多様性への理解を深めるきっかけづくりに資するものとなっています。園庭や校庭として運動を行うための機能を阻害せず、緑化を行うことが可能な手段として芝生化を推進していることから、原文のままとします。 またビオトープの取組も子供達が自然とふれあう機会の一つですが、ビオトープ以外にもムサシミヨやサクラソウなどの希少野生動植物の保護活動や雑木林の管理等、様々な事例があります。これらを推進していくためには教育関係者の生物多様性保全への理解を深めることが必要なことから、次のとおり追記します。 ・基本戦略Ⅲ 6 県民主体の生物多様性保全活動の推進 取組1 <u>生物多様性保全活動を担う人材の育成及び生物多様性保全教育の普及啓発に努めます。</u> ・基本戦略Ⅲ 7 都市地域での生物多様性の普及啓発 取組1 <u>自然ふれあい施設を生物多様性の学習の場として活用し、県民、行政及び教育関係者、事業者、民間団体等の各主体に応じた普及啓発に努めます。</u> 【県コメNo.122、125引用】	B
99	「校庭の芝生化」は生物多様性の保全としてほとんど機能しないため削除し、「 <u>校庭の野草地化や学校ビオトープの整備</u> 」を追加するべき。	4	2	Ⅲ	同上	B
100	埼玉県は既に学校や園庭でのビオトープの整備が行われていることから、下線の文言を追加していただきたい。 ・取組2 <u>保育所及び幼稚園の園庭、学校の校庭の芝生化やビオトープ化を推進し、幼少期から緑と生きものふれあうことができる環境を整備します。</u>	4	2	Ⅲ	同上	B
101	本県は既に「学校・園庭ビオトープ」の整備が全国的にも進んでいる実態があることから、下線部の文言を追加していただきたい。 ・取組2 <u>保育所及び幼稚園の園庭・学校の校庭の芝生化やビオトープ化を推進し、幼少期から緑と生きものふれあえる環境を整備します。また、身近な緑とふれあうことで、子どもたちが生物の命を慈しむ心を育み、生物多様性の保全への理解を深める機会を創出します。</u>	4	2	Ⅲ	同上	B
102	生物多様性に効果がある施策にするため、下線の文言を追加する。 ・取組2 <u>保育所及び幼稚園の園庭、学校の校庭のビオトープ化及び芝生化を推進し・・・、</u>	4	2	Ⅲ	同上	B
103	下線部を追加し、二重線を削除する。 ・取組2 <u>保育所及び幼稚園の園庭、学校の校庭のビオトープ芝生化を推進し、幼少期から地域在来の緑とふれあうことができる環境を整備します。</u>	4	2	Ⅲ	同上	B
104	「取組2 保育所及び幼稚園の園庭、学校の校庭の芝生化を推進」については、 <u>芝生は維持管理の負担が大きく、一律に推進すべきではない。むしろ学校ビオトープを積極的に増やすべき。</u>	4	2	Ⅲ	同上	B
105	取組2は、 <u>芝生化に留まらず「学校・園庭ビオトープ」を増やし、活動を支援する取組を追加すべき。</u>	4	2	Ⅲ	同上	B
106	取組2は、 <u>子どもたちが生物の命を慈しむ心を育むには、芝生化よりビオトープ化が効果的であることから、「芝生化」を削除し「ビオトープ」を追記する。</u>	4	2	Ⅲ	同上	B
107	下線部を追加する。 ・取組3 <u>在来種による建物の壁面緑化、屋上緑化、駐車場緑化などを推進し、市街地での緑を創出するとともに、生物多様性の保全に努めます。</u>	4	2	Ⅲ	御指摘のとおり、修正します。	A

埼玉県生物多様性保全県戦略(案)に対する県民コメントと県の考え方

反映状況の区分
 A: 意見を反映し、案を修正する B: 既に案で対応が済んでいる C: 案の修正はしないが、実施段階で参考にしていく D: 意見を反映できなかった
 E: その他

番号	意見内容	章	項目1	項目2	回答内容(案)	反映状況
108	【目標値】身近な緑の創出面積について、一般的に「緑」とは在来種だけでなく、生物多様性の貢献度が低い外来種や、スギ・ヒノキの単純な人工林をも含む言葉であることから、「身近な緑」及び「創出」の文言の定義を生物多様性への貢献が分かるよう明記するとともに、算出根拠を示していただきたい。	4	2	Ⅲ	目標値の定義、選定理由、根拠等については、一覧表形式で明示します。	B
109	【目標値】「身近な緑の創出面積」は、生物多様性が確保されていない身近な緑も含まれていると考えられるため、「生物多様性の向上のための身近な緑の創出面積」とすべき。	4	2	Ⅲ	「身近な緑の創出面積」とは、「彩の国みどり基金」を活用した緑化面積及び県や市町村の条例に基づく緑化計画届出制度による緑化面積の合計であり、地域の生態系に配慮した在来種の樹木、植物の植栽による緑化を推進するものであることから、原文のままとします。目標値の定義、選定理由、根拠等については、一覧表形式で明示します。	D
110	「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の活動が生物多様性に貢献する取組となることを明確化するため下線の文言に修正していただきたい。 ・取組4 みどりの保全、創出を進めたいと考えている団体、企業、個人等が、それぞれの能力を生かしながら生物多様性に貢献する取組と連携・協働できる体制を目指し、彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実を図ります。	4	2	Ⅲ	御指摘の内容については、次のとおり修正します。 ・取組4 みどりの保全、創出を進めたいと考えている団体、企業、個人等が、それぞれの能力を生かしながら連携・協働できる体制を目指しつつ、生物多様性の保全に寄与した彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実を図ります。	A
111	生物多様性戦略の施策として意味を持たせるため、下線の文言を追加する。 ・取組4 みどりの保全、創出を進めたいと考えている団体、企業、個人等が、それぞれの能力を生かしながら適切に連携・協働できる体制を目指し、生物多様性の保全に取組む彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実を図ります。	4	2	Ⅲ		A
113	【目標値】「彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数(累計)」は、生物多様性戦略の目標値としてふさわしい担い手となることを明確にすべきであるため、下線部の文言を追加していただきたい。 ・取組4 みどりの保全、創出を進めたいと考えている団体、企業、個人等が、それぞれの能力を生かしながら、生物多様性に資する取組に連携・協働できる体制を目指し、彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実を図ります。	4	2	Ⅲ 同上		A
112	【目標値】「彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数」は、生物多様性の保全に関する活動をしているのか疑問である。活動実績(園芸種等による緑化でなく生物多様性保全)を明示していただきたい。生物多様性保全に関する十分な実績がない場合は、この目標値を再考するか、「入会団体数」ではなく「生物多様性保全に寄与する活動数」を指標とするべき。	4	2	Ⅲ	この制度に登録する団体の全てが生物多様性の資する活動をしているわけではないが、間接的に生物多様性に資する場合もあり、多くの県民の方への啓もう活動の1つとしていくため原文のままとします。 【答弁済】【環境審議会No.13引用】	D
114	「多自然川づくりの推進」については、国土交通省が平成18年に「多自然型川づくりレビュー委員会」の提言を踏まえ「多自然川づくり基本指針」を定め、「多自然川づくりをすべての河川における川づくりの基本として取り組むこと」とし10年以上経過しているため、県戦略の取組とする必要がない。国土交通省水管理・国土保全局が昨年度より本格的に推進している「河川を軸とした生態系ネットワーク」の推進を追記するべき。	4	2	Ⅲ	「多自然川づくりの推進」は、現在も川づくりの基本として取り組んでおります。また、本戦略は河川や水面・水路に加え、耕地や森林などにおける生物多様性の保全に関する計画です。第4章2基本戦略Ⅱに記載のとおり、河川も含めた多様な生態系ネットワーク形成を進めてまいります。御指摘の内容については、川づくりに関する貴重なご意見として参考とさせていただきます。	C
115	下線部を追加する。 ・取組1 良好な河川環境を形成していくため、現場の状況に応じて地域在来の多種多様な動植物の生息環境に配慮した河川整備や水質の改善を行い、身近で水辺に親しめるような空間の創出を図ります。	4	2	Ⅲ	御指摘の内容については、「多自然川づくり」実施の基本としていることから、次のように修正します。 ・取組1 良好な河川環境を形成していくため、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用しながら多種多様な動植物の生息環境に配慮した河川整備や水質の改善を行い、身近で水辺に親しめるような空間の創出を図ります。	D
116	県とNPOが協力して保全に取り組む「上谷沼調整池」などを事例として取り上げることで生物多様性への理解が進む。北本自然観察センター等へ多くの人が来訪することで経済的な効果が期待できる。	4	2	Ⅲ	保全団体の活動や活動地については、県ホームページを活用の活用等による周知を今後検討します。	C
117	地域の生物多様性保全の推進主体となる市町村や企業等に対して効果的な地域連携保全活動を促進するために、「地域連携保全活動センター」の設置が有効とされていることから、下線の文言を追加していただきたい。 ・取組2(P31) 生物多様性の効果的な地域連携保全活動を促進するため、関係者間における連携及び協力体制の確保や、情報の提供及び助言を行う体制づくりに効果的な「地域連携保全活動センター」を埼玉県自然学習センターに併設します。	4	2	Ⅲ	生物多様性基本法に規定されている「地域連携保全活動支援センター」とは、地域において保全活動を行う主体同士が連携を図るものや、必要な情報の提供や助言を行うものを指しています。これは、必ずしも施設を造ることを求めているものではなく、その機能を担う体制を確保することを求めているものであり、法律上も「機能を担う体制を確保するよう努める」としています。したがって、原文のP31の取組2にあるとおり、保全活動を担うNPOなどの関係者での連携や協力、情報提供や助言を行う体制を確保するよう努めます。	D
118	他県等ですでに進められており、効果的であるため、下線の文言を追加する。 ・取組2 生物多様性の効果的な地域連携保全活動を促進するため、関係者間における連携及び協力体制を確保するとともに、情報の提供及び助言を行う「地域連携保全活動センター」を設置します。	4	2	Ⅲ 同上		D
119	「取組2 情報の提供及び助言を行う体制づくりに努めます」については、生物多様性地域連携促進法に基づく「地域連携保全活動支援センターの設立に向けた」を追記し、「情報の提供及び助言を行う※体制づくりに努めます」と具体策を示すべき。	4	2	Ⅲ 同上		D
120	目標値「希少野生動植物種の保護増殖箇所数(累計)」は、現状値や目標値の内容が分からないので、図表等を活用して具体的に示すべき。	4	2	Ⅲ	目標値の定義、選定理由、根拠等については、一覧表形式で明示します。	A

埼玉県生物多様性保全県戦略(案)に対する県民コメントと県の考え方

反映状況の区分

A: 意見を反映し、案を修正する B: 既に案で対応が済んでいる C: 案の修正はしないが、実施段階で参考にしていく D: 意見を反映できなかった E: その他

番号	意見内容	章	項目1	項目2	回答内容(案)	反映状況
121	生物多様性は県民に認識されていないため、行動目標に「啓発」を加えるべき。	4	2	Ⅲ	この戦略では、行動目標となる基本戦略は3つの地域を柱として取組をまとめています。よって、生物多様性の啓発の取組は基本戦略の柱ではなく、基本戦略Ⅲの「都市地域での生物多様性保全の普及啓発」の項目に3つの取組として記載しています。	B
122	北本自然学習センターなどの施設を効果的に活用し、県職員、教育関係者、事業者、各民間団体、県民それぞれに応じた生物多様性教育を行うことが効果的であるから、取組として追加する。	4	2	Ⅲ	御指摘の内容については、次のとおり修正します。 ・基本戦略Ⅲ 7 都市地域での生物多様性保全の普及啓発 取組1 生物多様性をテーマとした出前講座、野生鳥獣の扱いに関する県民からの相談など様々な機会を捉えて、生物多様性保全思想の普及啓発を推進します。また、自然ふれあい施設を生物多様性の学習の場として活用し、県民、行政及び教育関係者、事業者、民間団体等の各主体に応じた普及啓発に努めます。 【県コメNo.98へ転用】	A
123	下線部を追加する。 ・取組2 次代の担い手となる子ども達が地域在来の自然に親しみ、自然に学び、自然を守ることの大切さを身に付けるため、小、中学校及び高等学校を対象に「野生の生きものとふれあう学校」を指定し、人と自然が共生する環境づくりを目指します。	4	2	Ⅲ	御指摘のとおり修正します。	A
124	「野生の生きものとふれあう学校」は昭和年代からある事業なので、「学校ビオトープを増やす」や「環境教育に関する教員研修を制度化する」等、上積みとなる取組が必要。	4	2	Ⅲ	「野生の生きものとふれあう学校」は、小、中学校及び高等学校を対象に現在30校を指定しています。これらの学校においては、それぞれの地域環境に応じて教職員が児童・生徒と共に野鳥の観察会、生き物調査、希少種の動植物の保全活動等に取り組んでいます。教員研修については、基本戦略Ⅲ「県民主体の生物多様性保全活動の推進 取組1」に「生物多様性教育」に関する文言を追記します。	A
125	取組2を進めていく上で、教職員を対象とした生物多様性保全に関する研修を定期的実施し、生物多様性を基盤とした社会づくりに対応できる取組を追加すべき。	4	2	Ⅲ	御指摘の内容については、基本戦略Ⅲ「県民主体の生物多様性保全活動の推進 取組1」に「生物多様性教育」に関する文言を追記します。 【県コメNo.98へ転用】	A
第5章 各実施主体に求められる役割						
126	生物多様性基本法では、国の責務、地方自治体の責務、事業者の責務、国民の責務が定められている。県は国に準じた責務が課せられており、各項目に応じた役割を個別に明記する。県が行う事業や国又は市町村、企業、団体、県民等と協働で行なうことも明記する。	5			御指摘のとおり、課題と役割を合わせた整理の仕方がありますが、様々な角度から検討の上、この戦略では地域別に課題を整理し、主体別に役割を整理した構成にしております。	D
第6章 県戦略の評価と見直し						
127	取組の成果を示す数値目標の設定がない取組がある。これについては、次の改定時に数値目標を設定することし、「数値目標をどのような項目でどれだけの数値にするか、その根拠を含めて検討する」と明記する必要がある。	6	1	-	基本戦略の数値目標は、県の総合計画である「埼玉県5か年計画」及び「埼玉県環境基本計画」と整合性の下、設定しています。この二つの計画の改定時に十分に検討した上で設定したものであり、その根拠も含めて県戦略の目標値として選定しています。数値目標を設定していない取組については、数値を検証する技術が伴わないものや、数値だけでは効果を示すことが難しいものなど、数値目標を設定する性質ではないものと考えています。	C
128	「取組期間の最終年度2021(平成33)年の翌年度に、取組内容に示す目標値の達成度を確認し、その結果を公表」の表記については、これでは、2020年愛知目標の達成に向けた県としての責任が全く果たせない。検証・評価を行う体制を構築した上で毎年行い、翌年の事業に反映すべき。	6	1		基本戦略の数値目標は、県の総合計画である「埼玉県5か年計画」及び「埼玉県環境基本計画」と整合性の下、設定し、その根拠も含めて県戦略の目標値として選定しています。この二つの計画の数値目標は、毎年、進捗状況を県ホームページで公表していることから、県戦略と重複している数値目標の進捗状況を把握することができます。よって、県戦略における目標値の達成度の確認は、計画最終年度とします。	D
その他の意見						
129	県民が分かりやすいよう絵、図、写真等を掲載する。	-			今後、編集する段階で絵、図、写真等を挿入し、分かりやすい県戦略となるよう努めます。	A
130	図表がないためわかりづらいため成案では図表を挿入されたい。	-			同上	A
131	本計画は生物多様性に関する計画のはずだが、「緑」と記載され、生物多様性の観点が抜けて内容が「緑化」に置き換わっているため、本文中の「緑」「みどり」の表記をすべて、「自然」に変えていただきたい。	-			都市地域の公園緑地や建物の緑化は、都市住民に大気浄化、レクリエーション、災害防止、豊かな地域文化など様々な恩恵を提供していることから、生物多様性保全の中で重要な役割を担っていると考えられます。この戦略では「緑」の定義を「樹木や樹林地などの身近な緑を指して使用しています。よって、原文のままとします。	D

反映区分 A 59
 反映区分 B 27
 反映区分 C 8
 反映区分 D 34
 反映区分 E 3

131